

在外選挙人名簿登録移転申請書

フリガナ			生年月日	性別
氏名	姓	名	年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自書)				
本籍				
旅券番号				
転出先住所 〔必ず記入〕	住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) 〔希望により記入〕			
(国名)	この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。			
<input type="checkbox"/> 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所 (カタカナ表記) (外国語表記)	<input type="checkbox"/> 未定のため旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する緊急連絡先とする (カタカナ表記) (外国語表記)			
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)をした年月日	年 月 日			
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)に転出予定年月日として記載された日	年 月 日			
住民票に記載されていた最終住所	岩手県盛岡市			

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

年 月 日

盛岡市選挙管理委員会委員長 様

連絡先	電話番号	FAX番号
	メールアドレス	

※日本国内から連絡が取れるように「国番号－地域番号－電話番号（FAX番号）」の順に記入してください。

注 意

- 1 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
- 2 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 3 「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。
- 4 「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「外国語表記」には英語で書いてください。ただし、漢字表記が一般的な国・地域においては「外国語表記」・「カタカナ表記」とともに漢字で書いてください。
- 5 「転出先住所」欄の国名は必ず記載してください。国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所」の□にレをつけてください。
- 6 投票用紙等は「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。在留届に記載する「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、「旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する緊急連絡先」の□にレをつけてください。
- 7 申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に、申請書記載事項の変更が生じた場合には申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。
- 8 この申請をする際には、申請者のパスポート（パスポートの提示ができない場合は、申請者の顔写真が貼り付けてある官公署が発行した運転免許証、住民基本台帳カードなど）を提示してください。
- 9 この申請を代理人にさせる場合には、以下の申出書に記入してください。また、手続きの際は、申請者のパスポート（パスポートの提示ができない場合は、申請者の顔写真が貼り付けてある官公署が発行した運転免許証、住民基本台帳カードなど）と代理人の本人確認書類（代理人の顔写真が貼り付けてある官公署が発行した運転免許証、住民基本台帳カードなど）を提示してください。

申出書	
公職選挙法施行令第23条の3の2第1項及び在外選挙執行規則第7条の3の規定に基づき、	
(代理人の氏名) _____を通じて旅券又は資格若しくは地位を証明する書類（写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類）を提示したく、申し出ます。	
年 月 日	
署名 _____ (必ず自書)	

処理欄

窓口收受印		本人確認	①個・免・パ・住B・在・その他 ②保・生・受・年・その他 ③社・学・その他（写真入りに限る）		
		代理人確認	①個・免・パ・住B・在・その他 ②保・生・受・年・その他 ③社・学・キ・ク・診・その他		
		住基確認	□国外転出 □届出日・転出予定日 □最終住所		
		宛名番号		取扱者	
選管收受印		選挙人名簿	第	投票区	頁 番
		外務省照会		照会回答	
		移転議案		移転登録	
		在外証作成		在外証送付	